令和８年度（２０２６年度）東海市優良従業員顕彰要領

１　目的

市内の同一の事業所に継続勤務する優秀な従業員（パートタイマー等を除く）を顕彰することにより、従業員に対する社会の認識を高め、雇用の安定を図ることを目的とする。

２　対象者

対象者は、令和８年（２０２６年）４月１日（以下「基準日」という。）現在、市内の事業所に勤務し、特に優秀で他の模範となる者、かつ後進の指導育成に貢献のあった者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、会社役員、組合役員等の役職にある者及び過去に特別表彰を受けた者は除くものとする。なお、過去に受賞した表彰と同一のものは受けられないものとするが、過去に一般表彰を受けた者及び平成２０年度以前の東海市優良従業員顕彰を受けた者については、受賞後１０年を経過していれば特別表彰を受けることが出来るものとする。

(1)　特別表彰

基準日現在に勤務する事業所における勤続年数（支店、出張所等が市内に他にある場合は、その支店等に勤務した勤続年数を含む。）が２５年以上の者

(2)　一般表彰

基準日現在に勤務する事業所における勤続年数（支店、出張所等が市内に他にある場合は、その支店等に勤務した勤続年数を含む。）が１５年以上の者

３　推薦及び被顕彰者の決定

被顕彰者は市長が決定するものとし、事業所の代表者は、前項に該当する者について次により市長に推薦するものとする。

(1)　提出様式

東海市優良従業員推薦書

(2)　提出期限

令和８年（２０２６年）１０月１日（木）

(3)　提 出 先

Logo フォーム

＊令和８年度からオンライン申請になりました。

https://logoform.jp/form/JAqd/1389970

(4)　推薦できる人数

従業員数の区分に従い、次のとおりとする。

原則として、特別表彰と一般表彰、合わせた人数を推薦する。

ア　５００人未満	２人以内
イ　５００人以上　～　１０００人未満	３人以内
ウ　１０００人以上	４人以内